

都 退 教 協 だ よ り

No.268号

2015年10月21日発行

東京都退職教職員協議会 会長 柴田 迪春

〒101-0003 千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 2F 東京教組内

☎:03-5276-1311 FAX:03-5276-1312 Mail:totaikyokyo@tokyokyouso.org

年金の一元化で私たちの年金はどうなる？

今年10月から私たちの「地方公務員共済年金」が「厚生年金」と統合される「被用者年金制度」一元化が行われました。

年金が一元化されても私たちの年金を扱っている公立学校共済組合は、引き続き、実施機関として存続します。

私たちは、公立学校共済組合の組合員から「第3号厚生年金被保険者」になります。支給される年金の名称は変わりますが、年金の支給開始年齢、年金の支給額は変わりません。民間経験や再任用(短時間)で厚生年金加入期間がある人は、日本年金機構が厚生年金の加入期間分の資格管理、年金額の決定と支払いを行います。

この一元化で、今まで共済年金と厚生年金との制度的な差異は解消され、厚生年金制度に合わせるため変更されるものもあります。変更になる主な点は以下のとおりです。

1. 自動的に厚生年金に切りかわります。
2. 退職後再任用・非常勤教員をされている方の「在職退職共済年金」が見直されず。特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金の在職支給停止ラインの変更。(詳しくは、次回に解説します。)
3. 年金給付の算定の基礎が、標準報酬制(標準報酬月額+標準賞与額)になります。(現行は、「基本給に手当率(1.25)を乗じて得た額と期末勤勉手当)これにより、現職の保険料は段階的に引き上げられ厚生年金

と統一されます。

4. 障がい給付の在職支給停止は、なくなります。(現行は、あり)
5. 遺族給付の遺族の範囲=夫、父母、祖父母は55歳以上(現行は年齢制限なし)、ただし、60歳まで支給停止。子、孫については障害等級1・2級に該当する者が20歳未満(現行は年齢制限なし)になります。
6. 亡くなられた方の未支給年金の給付範囲=生計を同じくしていた3親等内の親族(現行は、配偶者、子、父母、孫、祖父母)
7. 遺族年金の支給=先順位者が失権した時は、次順位以下の者には支給されない。(現行は、次順位者に引き継がれた)
8. 職域年金相当部分(3階部分)はなくなりますが、新たに「年金払い退職給付」が創設され、既に退職している人は「旧職域部分」として今まで通り支給されます。

秋の交流会のご案内

紅葉の庭園美術館・自然文化園

日時：11月6日(金)午前11時

場所：JR目黒駅中央改札口集合

庭園美術館は、アール・デコ調の旧朝香宮邸。戦後吉田茂の首相公邸、白金迎賓館だったこともある。自然教育園は、豊かな自然が残る、貴重な森林緑地です。園内にある「おろちの松」などの老木は、松平讃岐守頼重の下屋敷だったころの名残であろうと思われます。

※紅葉の庭園散策のあと、懇親会(2~3千円会費)を持ちます。ふるってご参加ください。

「戦争法」後、これからどうする？

9月18日(金)未明、参院安保特別委員会(以下、特別委とする)の光景は、「新安保法案」が包含している数多の問題点を見事に象徴していました。

その一つは「採決」の形状です。特別委最終時(委員長席混乱時)の速記録は、「聴取不能」とあります。「議事は速記録を以て公式記録とする」から、「採決」の速記録がないので「可決」にはなりません。模範となるべき「国権の最高機関」である前記参院特別委の「惨状」は、あってはならない状況でしょう。



昨年7月1日の「集団自衛権行使容認」閣議決定は、閣僚全員の大臣職と議員資格の喪失を意味しています。なぜなら、憲法99条に

は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負ふ」とあるからです。以来、安倍自公政権は憲法無視、「独裁」的姿勢を取り続け、「それが合憲であるかどうかはどうでもいい」、「日本軍による米軍の肩代わりを実現する」路線を突き進んできました。

なぜそうなのかは、一言で「アメリカ国力(財力)の後退を日本の補填で埋める」ということでしょう。国際的には、第1次大戦における一般人の死者が軍人を上回ったという事態に鑑み、「国際紛争の武力(戦争)による解決は違法(犯罪)である」の考えで、国際連盟が設立(1920年)されました。しかし、日・独が脱退し、第2次大戦勃発は周知の通りです。戦後アメリカは、産業システムの「産軍共同体」化により、ベトナム戦争以後、切れ目なく「戦争」を続けています。沖縄の米軍基地がこれに関与し、日本政府の高額な「思いやり予算」が米軍に支出されていることは周知の事実です。最近、アメリカからさらなる大幅増額が要求され、それに応える形で、日本実働部隊の直接的米軍支援が日米で合

意したのです。

一方、日米の間には「超憲」とも言える(1952年のサンフランシスコ条約締結時、秘密裏に結ばれた)「地位協定」ほかの「協約・規定」があります。その1つに、米軍基地は「(日本国内に)いつでも、どこにでも、人数制限なしに、いつまでも」置けることになっています。例えば、日本の上空は米軍の管理下にあると言えます《羽田・成田空港への着陸方向(海側から)でわかる》。米軍基地が大部分沖縄におかれているのも、米側の意向が強く働き、「本土」が押しつけた結果と思われる。

TPPは「大筋合意で決着」と報じられ、農産物、自動車話題にされていますが、アメリカ資本の狙いは、医療、保険、金融等々多額の金が動く分野で、静かに、着々と侵食してきています。今「混合診療」(健康保険と私費の併用)を「優良診療」と表現し、「多額の保険に入れば、高度診療可能」が宣伝されています。アメリカには日本と同じ健康保険制度はなく、作業中手指を2本欠損し病院に行ったら、「あなたの保険では、指1本しか治療できません」という例があるそうです。

つまるところ、現政権はアメリカへの貢献、「新安保法制」下での武器の生産拡大・輸出の推進と利権の確保等に傾斜する一方、自国民に対しては増税、社会保障費削減、原発災害補償費の値切りなど、「棄民政策」を進めています。こうした現政権の暴走を止めるには、私たち一人ひとりの自覚的行動が必要です。私は8月～9月、ほぼ連日国会前に行きました。今後も体力が続く限り行動するつもりです。

当面、9か月先の参院選挙で、非自公候補の結集を図ると同時に、日政連・那谷屋正義候補の必勝を期して全力を尽くしましょう。

最後にこの間活躍したシールズ・奥田愛基さんの公聴会発言の一説を紹介し、まとめとします。「私にとって政治は個人としての不断の当たり前の努力です。困難な4か月の中でそのことを実感しました。それが私にとっての希望です。」

(柴田記)

投稿

「男言葉と女言葉」

元・多摩教組OB 内田 進

日本語の会話の言い切りは、「です。ます。」が、丁寧語とされます。しかし日常会話では、男言葉と女言葉の区別が、眼前とあり、隠さ

れた区別語です。

[例]

男言葉 「○○するぞ。」「○○だぜ。」「○

○命令形。」

女言葉 「○○するわ。」「○○わね。」「○○よね。」「○○かしら。」

このように、命令・断定的な言い方は男が使い、女は、終助詞「わ、よ、ね」等をわざわざ付けて、曖昧な言い方で、言葉を終わらせています。これが一つの「言葉の社会規範」とされ、女性が男言葉を使うと、日本語が乱れているという批判がなされます。その反対も然りです。{エピソード}

エレベーターの中で、痴漢にあった女性が、その相手の男性に対して、「ヤメロ」と怒鳴ったら、その周りにいた人々から「なんと乱暴いのです。」

<言葉の社会的役割>

女言葉は、これまでの日本社会における「女性の位置付けや役割」「女性に期待されるイメージ」を反映したものといえます。「女らしい」というイメージを、具体的な言葉遣いにしたものが、女言葉なのです。「女性は女言葉を使うべきだ」という「固定的な社会規範的意識」(ジェンダー)は、一見「言葉の正しさや美しさ」を言っているようで、実はその背後にある「固定的女性観」や「社会構造や文化」を肯定化しているものと考えられます。一人ひとりの女性は、やわらかく、たおやかな自

な物の言い方をする女だ」と非難されたという話があります。

ここで、女性が「ヤメロ」という男言葉〔命令形〕を使わず、女言葉を使うべきだとしたら、どう言えばよいのでしょうか。この場合「ヤメロ」に対する女言葉は、「ヤメて」「ヤメて、お願い」「ヤメて、ください」になるでしょう。

このセクシャル・ハラスメントをした理不尽な相手に対して、女性は「依頼の表現」しか、使うことができないことになります。相手に対して、強く制止したり、拒否したり、命令したりすることは、女言葉では、できないを表現したい時があれば、強く、厳しくありたい時もあります。「伝統的な女らしさ」を志向する女性も、また、それとは異なる女性像を目指す女性もいます。女言葉を使うべきだ、あるいは反対に、女言葉を使うのは良くない、という全体的で「固定的な社会規範的意識」(ジェンダー)は、そうした個々人の多様な在り方が、自由に、表現される可能性を閉ざしてしまいます。

また、人の呼称を男女別にする「○○くん、○○さん」問題、男女の区別なく、同じ人間として呼ぶ「オール○○さん」問題も、教育的に大きな課題です。

嵐の中、東京都退職教職員囲碁大会（9/9）開かれる

今年の東京都退職教職員囲碁大会は、台風18号が東海地方に当日上陸するだろうと予報される9月9日(水)午前10時から「東京都教職員互助会・ナーベラ御茶ノ水」で開催されました。

台風の影響で、雨が断続する中で、何人参加するか心配しましたが、定刻には昨年を上回る参加者があり、予定通り開催しました。Aクラス1名、Bクラス6名、Cクラス4名で、AクラスとBクラスを一緒にして、7名のリーグ戦。Cクラスは4名のリーグ戦にしました。

昨年から対局時計を使用したことにより、対戦時間が短縮され、午後3時には全試合終了することができました。

都退教協の会員の参加者は、Aクラスに菊岡伸一氏、Bクラスに安部東明氏、Cクラスに谷口滋氏、遠藤宏一の4名が参加しました。

菊岡氏はAクラスで1名だけでしたので、そのまま代表になり、Bクラスのリーグ戦でも対戦相手に全勝しました。Bクラスでは安部氏が3勝1敗で2位になり、Bクラス代表になりました。Cクラスは、都高退教の会員が、1位、2位になったため、都退教協から関東ブロック大会の参加はできませんでした。

台風18号の中、参加された会員の皆さまには感謝しつつ、強まる雨に打たれながら帰宅しました。(遠藤記)



東京平和ネット「自衛隊の海外派兵を許さない集会」を開催！6月27日

代表の四谷さんは、「百田尚樹氏が沖縄タイムスと琉球新報をつぶすべきだと言い、福島瑞穂さんが安保関連法案を戦争法案と名付けたことにも安倍政権は圧力をかけた。しかし、戦争法案は憲法違反。憲法99条は国全体が憲法を尊重し、擁護し、それを遂行しなければならないとある。首相はじめその議員たちを罷免しなければならないと思っています。」と力強くあいさつ。

弁護士の福田護さんは、「百田さんは普天間基地の地主は大儲けをしていると言うが、とんでもない話です。普天間基地はそこに街があった所を米軍が人を追い出し接收して基地にした。私は厚木訴訟に以前から関わっていますが、厚木基地も同様な歴史です。沢山の町や市そして東京の町田市を含む二百万の人

口に囲まれて騒音対策をしなければ大変なところですよ

戦争法案は戦争を世界のどこからでも始められ、自衛隊を現場に派遣して、今までのPKOと違って攻撃を受けた場合は存立危機事態として全世界で戦争をするもの。日本の安全と平和を口実に、日本が直接関わらない戦争にアメリカの艦隊、航空機を守るために自衛隊が武器を使用すること。

憲法9条2項は恒久平和主義であり、戦争を否定するものです。国民主権のもとで憲法は政府に戦争させない任務を負わせています。武力予測事態、自衛隊派遣三要件は他に要件がない防衛出動で、全世界を範囲としている。」と戦争法案の危険性を訴えました。

(安部記)

東京教組 年金問題学習会

年金一元化で、なにがどうかわったのか？

一制度を正しく理解して、

不利益のないようにしましょう！

10月1日より、被用者年金が一元化され、私たちの年金制度は、共済年金から厚生年金に統一されました。それに伴って、長期掛け金の算定基礎額が「手当率制」から「標準報酬制」に代わるなど、さまざまな制度変更が行われています。何がどう変わったのか、年金一元化について知っておくべきことは何かを、学習します。ぜひご参加ください。

日時：10月31日(土)午後2時～4時半

会場：東京教組会議室(日本教育会館2階)

講師：渡辺春彦さん

(日教組事務職員部長・社会保障部長)

*年金制度に関心のある方は、どなたでもご参加ください。

主催：東京教組03-5276-1311

オスプレイの横田基地配備に反対する東京集会

日時：10月25日(日)13:30～14:30

場所：多摩川中央公園

(JR青梅線・牛浜駅下車徒歩10分)

主催：東京平和運動センター

三多摩平和運動センター

後援：戦争をさせない東京1000人委員会

※詳しくは、同封のチラシをご覧ください。

戦後70年

～もっと知りたい本当の

憲法・日米安保・地位協定～

講師：前泊博盛さん(沖縄国際大学・大学院教授)

日時：11月7日(土)14:00開場、14:30開会

会場：日本教育会館9階第5会議室

主催：都高教・東京教組

都高教退職者会・都退教協・東京退女教

後援：日退教・都退協

編集後記

*年金制度は、編集子も学習しながらの解説で、分かりやすかったでしょうか。ご意見、ご質問をお寄せください。今号は、寄稿もあり充実した内容と自賛しております。

*東京高退連の戦争体験記ができました。都退教協から柴田会長と前田さんが寄稿しています。